

# 共催事業募集



男女共同参画を推進する事業の企画をご提案ください

(公財)京都市男女共同参画推進協会では、男女共同参画を推進する取組として、オリジナリティあふれかつ幅広く市民が参加できる企画に対し、共催として事業の支援を行います。

## ■事業内容

- 男女共同参画を推進する事業であること
- ウィングス京都を会場として開催されること
- 広く市民に広報できる内容であること
- 営利を目的とした事業でないこと

## ■対象団体

- 活動の実績があり、規約等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること
- 会計事務を適性に処理することができる体制を備えていること
- 非宗教、非政治の団体であること
- 公序良俗に反する団体でないこと

## ■申請について

- 所定の様式に必要事項をご記入の上、団体の概要、活動実績がわかる書類を添えて(公財)京都市男女共同参画推進協会理事長宛にご提出ください。  
※様式は、ウィングス京都ホームページからダウンロードすることができます。または、(公財)京都市男女共同参画推進協会にご請求ください。

## ■共催の内容について

- 事業内容が、より広く効果的に男女共同参画の推進に資する内容であると(公財)京都市男女共同参画推進協会が判断した場合は、会場使用料等の一部または全額を協会が負担します。
- チラシの館内配架および関連施設への周知、ウィングス京都ホームページ、メールマガジン、講座案内への掲載等広報の協力を行います。ただし、チラシ作成・郵送にかかる経費等は団体の負担となります。
- 当該事業の打ち合わせ等にワークルーム(無料)をご使用いただけます。

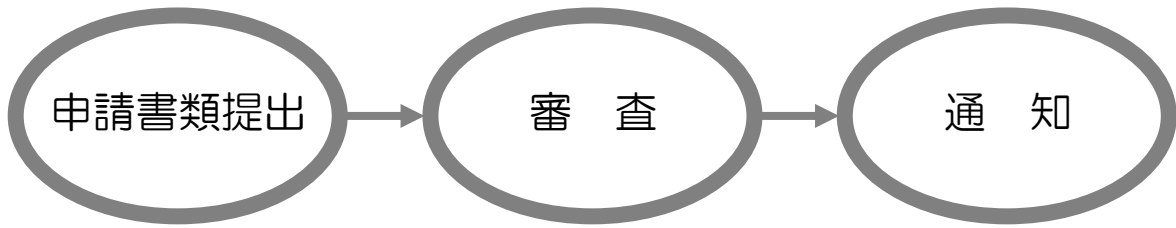


いい風をウィングスから 

ウィングス京都は、男女共同参画社会の実現をめざします

京都市男女共同参画センター ウィングス京都 外観

## ■共催事業申請から通知まで

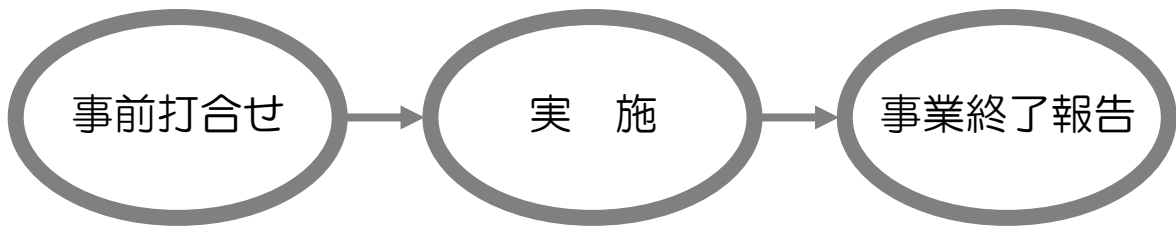


所定の様式（共催事業企画提案書・予算書）と団体概要等がわかる書類を提出して下さい。（随時受付）

申請書の受理後、協会で審査を行います。

審査の結果を書面にて通知します。

## ■共催決定後から事業終了まで



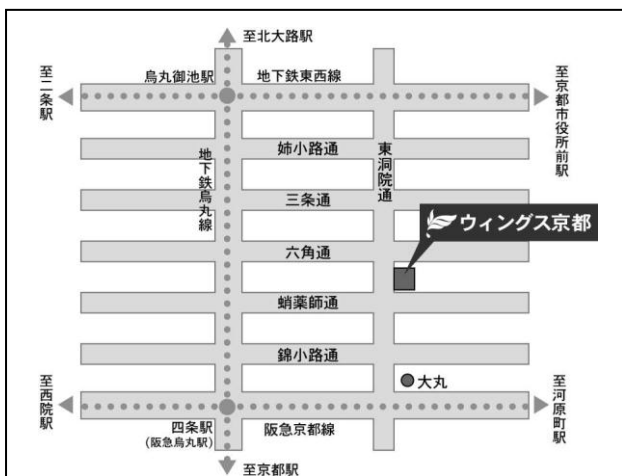
会場の予約や広報に関して担当者間で事前に打ち合わせをします。

原則、団体の運営となります。

事業終了後1ヶ月以内に、所定の様式により事業終了報告書および決算書を提出願います。

## ■共催決定の取消について

- 事業内容が要件に該当しないことが明らかになったとき
- 申請書類に虚偽の記載があったとき
- ウィングス京都の利用に関する諸条件を遵守しないとき
- その他、(公財)京都市男女共同参画推進協会理事長が共催決定を取り消すことが適当と判断したとき



- ※ 市営地下鉄「四条駅」あるいは阪急「烏丸駅」20番出口、
- 市営地下鉄「烏丸御池駅」5番出口から徒歩5分
- ※ 一般来館用の駐車場はありませんので、バス、電車など公共交通機関をご利用ください。

## 資料請求・お問合せ先

### 公益財団法人男女共同参画推進協会

〒604-8147

京都市中京区東洞院六角下ル御射山町 262

京都市男女共同参画センター

ウィングス京都内

Tel: 075-212-8013

Fax: 075-212-7460

e-mail: jigyos@wings-kyoto.jp

URL: <http://wings-kyoto.jp/>



ウィングス京都は、環境保全活動を推進し、地球環境との調和を目指します。